

## 見積書提出等における説明事項

### 1 見積方法

- (1) 参加者は、見積書（様式1）に必要な事項を記入の上、提出を行うこと。  
清掃場所及び方法について説明が必要なものは事前に連絡すること。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。  
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ封筒に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税並びに「消費税及び地方消費税」を滞納しているものでない証明書※を見積書と併せて提出すること。（※提出日において発行後3ヶ月を経過していない原本）

### 2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

### 3 落札者の決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を原則として落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該見積書を提出したものにくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。

なお、当該見積書を提出したもので、くじを引かない者があるときは、この者に代って当該調達事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

# 見 積 書

見積金額

百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和8年度和歌山県果樹試験場庁舎清掃業務  
上記のとおり見積もります。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。